

総務常任委員会

1 開 議 平成29年9月11日（月） 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第58号 大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第56号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第3 議案第57号 大田原市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第61号 那須地区広域行政事務組合理約の一部変更に伴う協議について

日程第6 陳情第 8号 情報公開条例における写しの交付にかかわる費用20円の引き下げを求める陳情

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	深	澤	賢	市	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	出席

当局	総合政策部長	佐藤英夫	出席
	総務課長	櫻岡賢治	出席
	政策推進課長	斎藤達朗	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、櫻岡総務課長、斎藤政策推進課長です。

◎議案第58号 大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第58号 大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第58号 大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定及び大田原市個人情報保護条例の全部改正に伴い、関係する3つの条例を一括して改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それでは、タブレット47ページの議案書補助資料をごらんください。本条例は、大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定及び大田原市個人情報保護条例の全部改正に伴い、これに関係する（1）、大田原市情報公開条例、（2）、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、（3）、大田原市行政不服審査法施行条例の3つの条例を一括して改正するものです。

それでは、議案書補助資料で主な改正点について説明させていただきます。同ページの中段以降になりますけれども、まず第1条関係、大田原市情報公開条例の一部改正についてですが、第10条第4項において、事務処理上の困難その他正当な理由により、15日以内に情報の公開決定をすることができないときは、45日を限度として延長することができる旨を新たに規定しまして、さらに同条第5項において、著しく大量の公開請求に対する決定期間の延長の特例を規定いたします。これは、公開決定等期間は延長しても、全ての公開請求について公開決定等を行うことが事務の遂行に著しい支障が出るおそれがあるような大量の公開請求があった場合の手続について、この後ご説明しますけれども、個人情報保護条例の全部改正と同様に、公開決定、期間延長特例規定を新設するものでございます。本項を適用する場合には、請求者に対し、本項を適用する理由と残りの情報について公開決定等をする期間を通知することとします。

次に、事案の移送について、第12条において、公開請求情報が他の実施機関により作成されたもの、または公開請求情報に他実施機関の事務に密接に関連する情報が記録されるなど、提供実施機関の判断に委

ねたほうが迅速かつ適切な処理ができるというような場合は、個人情報保護条例と同様に当該請求事案を移送できる旨を規定いたします。

次に、費用負担について、第14条において、公開決定を受けたもののうち、その情報の写しの交付を求める場合の請求の費用負担については、大田原市個人情報保護条例と同様に同じ額として別表で定めます。

次に、審査会等について、大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例を新規制定することに伴いまして、旧条例の15条の情報公開審査会に係る規定を削除いたします。

また、16条第4項において、行政不服審査法に基づき、公開請求または公開請求に係る不作為について審査請求があった場合、審査会に諮問をした旨を審査請求人等に通知する規定を新たに新設いたします。

48ページに移りまして、情報の任意的な公開について、第17条において、情報公開請求権を有しない者、条例の5条各項ですけれども、そういった者から公開の申し出があった場合、本条例の目的から、可能な限り公開の方法なり、その費用負担については情報公開請求に係る費用負担と同額とする旨規定します。

次に、指定管理者の情報公開について、第23条において、市の公の施設の管理を行う指定管理者に対し、公開請求があった場合に、本条例に準じて行うように努力規定を新設しまして、同条第2項において、各実施機関は指定管理者に対し、情報公開を行うための措置を講ずるように要請いたします。

以上が第1条関係の主な改正部分でありまして、その他の改正部分につきましては、条項の構成や略称規定の改正等の簡易的な改正を行っておりまして、旧条例の内容を実質的に変更するような改正は行っておりません。

次に、第2条関係、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてですが、個人情報保護条例の全部改正に伴いまして、条例番号が改まるために、その引用規定部分を改正いたします。

次に、第3条関係、大田原市行政不服審査法の施行条例の一部改正についてですが、本条例で定める行政不服審査法に基づく審査請求に係る審議手續において、審査請求人等から請求に基づく署名等の写しの交付に係る手数料の額について、個人情報保護条例及び情報公開条例で定める額と同額としまして、別表で定めます。

附則といたしまして、本条例の施行日は、大田原市個人情報保護条例の施行日と同日ということで、平成29年10月1日といたします。

また、経過措置としまして、改正前の公開請求及び処分等は、それぞれ改正後の公開請求及び処分等とみなす旨規定いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） これは個別にということではなくて、全体で情報公開条例についてお聞きしたいのですけれども、もちろん改正があるから聞くのですけれども、改正があつて、前からなののですけれども、5条関係、請求者関係なののですけれども、大田原市は、栃木県はもとより、宇都宮市、栃木市と鹿沼市から比べて随分情報公開条例そのものがおくれているのではないかという気がしてならないのです、もともと。今回、5条の実施機関が行う事務事業の利害関係を有する者の中に、**改正**ではなくて、もともとの旧

条例の中にも関連しているから、納税義務者は含まれると解釈していいのか、大田原の場合。よそはもちろんうたっていますから、納税義務者は含まれると解釈してよろしいのですか、大田原市は。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 利害関係人ということで含まれるというふうな考え方でよろしいと思います。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） それと、3条関係なのですけれども、実施機関の責務の中で、大田原は個人情報のみだりに公開しないよう最大限の配慮をしなければならないということになっているのですけれども、ちょっとよその自治体から比べると、実施機関の責務ということで、ほかは積極的に開示を義務づけているのですけれども、大田原の場合はちょっとそれが積極的ではないような気がするのですけれども、そこら辺のところをちょっとお伺いします。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 今の小野寺委員のご質問の趣旨の再確認ですけれども、今の第3条というのは、大田原市個人情報保護条例の第3条でしょうか。

○委員（小野寺尚武君） いえ、公開条例のほうです。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 情報公開条例の第3条ですか。現行条例の第3条の内容につきましては、個人情報保護にも配慮するというところでございます。これは必要最低限の、非開示にするものは必要最低限とするということで、原則として積極的に情報公開をしていくという姿勢はこれまでどおり維持されるものと考えます。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） それと、別表の第14条関係なのですけれども、金額、第1項は無料、2項は従前はカラーになりますね。A3まで20円だったのですね。ところが、今度は白黒が10円でカラーが50円というところ、どうなのでしょう、利用者が多い少ないにも関係あるのですけれども、値上げと考えるとよろしいのかどうか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほどの説明の中で申し上げたのですけれども、今までは20円ということで、白黒、カラー関係なかったのですけれども、県内の実施状況をちょっと調べてみますと、14市中6市のほうで白黒10円、カラー50円というような形で、実際に民間なんかで、例えばコピーをする場合も白黒とカラーというのはやっぱり差をつけているということで、県内の自治体及び社会情勢ですか、そういったものと均衡を図って10円と50円というような形で改正を提案させていただきました。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） それと、その他なのですけれども、実費に相当する額ということは、計算方法が煩雑になってしまうのではないかと思うのですけれども、そこらをどのように考えているのか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） この上位法でもありますけれども、情報公開に関する法令の施行令のほうでは、その他の方法として、紙以外で写しを作成する場合に実費というふうにしておりまして、こういったものがあるかというところ、光ディスクだったり、印画紙だったり、カセットテープだったり、ビデオカセットテ

ープ、そういったものの写しの方法というものを考えているのです。法律の施行令では。実質的に本市の場合には、白黒コピーがほとんどでして、それ以外の部分で請求されたことがないと。ですから、それ以外で、ではこれを下さいと言われたときのために、とりあえず準備をしておくという形で、その他の実費というふうな形になりますので、実質、実際光ディスクをとということになったときに、私どもで買ってきて、それでやるかとか、そういったときにはやっぱり実費というものを考えなければいけないので、そういう点で、ほとんどないのですけれども、あったときのための規定という形でご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、こういった改正、条例、特にこうした情報公開とか、そういった大事な条例の改正を検討する場合、内部の職員だけで検討をするのか、それとも参考に外部からの参考意見などを、来ていただいてする場合があるのか、今回の場合なんかどうなのか、参考までにお聞きしたいのですけれども。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 基本的に総務法規担当がいますので、もともとは原課のほうで原案を持ってきますけれども、それを総務法規担当、それから庁議調整会議、その後例規審査委員会でまた別に審査をして、その上で上げます。ただ、その原案をつくる上では、私のほうで例規を改正する業者がいますので、そういったところに照会もするというのももちろんありますけれども、外部の委員さんがいて、そこに必ず聞くということはやっていないというのが現実です。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 48ページです。指定管理者の情報公開、23条の中の努力規定という表現、これについて質問いたしますが、これらについては総務省などのガイドラインみたいなものがあって、そういったところでやっているのかということが1点と、こういう条例の文言というのは、全国的な状況、全国的な傾向なののでしょうか。私の感覚からすると、少し積極性が欠けるような表現だというふうに感じているのですけれども。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今回ののは、もともとは旧条例のほうに出資法人等の情報公開というのは第20条でうたわれています。そのときには、出資法人に対する情報公開について、同様に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。それから、市長については出資法人等に対して必要な措置を講ずるように要請するものとするということで、それと同じように、指定管理者についても、ただ指定管理者の場合は年数が最長でも5年ということで切りかわる可能性も十分にありますので、同様の規定で規定をしたというのがあります。

あと、他の自治体でも、本会議のときも千保議員だったですか、同じような質問をされたと思うのですけれども、他の自治体においても同じような規定があります。ただ、文言の書き方については、20条に同じように出資法人等の情報公開というのはございますので、それに表現を合わせたというような形で規定

をしております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 今の23条関係の表現で、もう少し積極的な表現にしていきたいと思います。これはこの努力規定ということをとれば、それで済むのではないかというふうに考えます。何かこれによって指定管理者のほうが、もちろん市の指定管理を受けているわけだから、市から言えば努力はしてくれると思いますけれども、市民が見たときに、非常に市というのは何か指定管理者に配慮し過ぎているのではないかとか、いろいろ詮索されるような表現だと思いますので、意見として申し上げます。

○委員長（君島孝明君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第58号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第56号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 続きまして、日程第2、議案第56号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第56号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、これまで別々に設置しておりました情報公開審査会及び個人情報保護審査会を1つに統合することに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） タブレットの12ページ、議案書の補助資料をごらんください。本条例は、これまで個別に設置していました大田原市情報公開審査会及び大田原市個人情報保護審査会について、当該審査会の制度及び機能の性質から、その運用に当たっては両審査会が密接に関連し、効率的な審査会運営に資することなどの理由から、2つの審査会を1つの審査会に統合し、情報公開及び個人情報に係る案件を1つの附属機関として審議するために条例を制定するものです。

新たに設置する審査会のイメージとしましては、中段の図のとおり、改正前の大田原市情報公開条例第15条及び改正前の大田原市個人情報保護条例第34条をそれぞれ削り、統合しまして、本条例を制定するものです。

それでは、議案書補助資料で概要を説明いたします。12ページの中段の図以降になりますけれども、第2条において、審査会の所掌事務について規定しまして、審査会は情報公開条例の規定に係るものとして公開決定等及び不作為に係る審査請求に係る調査審議をすること、また個人情報保護条例の規定に係るものとして、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等及び不作為の審査請求の調査審議をすること、個人情報保護条例第6条の個人情報の収集、同7条の目的外利用等及び同第11条のオンライン結合について意見を述べること、その他としまして、本市の両制度の重要事項に関して、諮問に応じ、またはみずから調査審議し、意見を述べることとなります。

次に、13ページに移りまして、第3条から第6条の審査会の組織等に係る規定につきましては、改正前の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定内容を変更せずに、3条で組織及び委員の委嘱、4条で委員の任期、5条で会長の選任等、6条で会議の開催方法等について規定しまして、同条第4号において、会議につきましては、審査請求に係る調査審議については非公開とする旨規定いたします。これは、公開することにより、調査審議の対象となる非公開、非開示情報が公になることを防ぐために、審査請求に係る調査審議に限り、非公開とする旨規定するものでございます。

次に、第7条から12条において、行政不服審査法に基づく諮問に係る調査等について、決定または不作為に係る調査、審査請求があった場合、審査会が独自に実施することができる諸手続を規定しまして、第7条で審査会の調査権限、第8条で審査請求人等の意見の陳述、第9条で審査請求人等の意見書の提出、第10条で委員による調査手続、第11条で提出書類の写しの送付等、第12条で答申書の送付等を定め、審査会が審査請求に係る審議を適切に実施するための規定を整備いたします。

附則といたしまして、本条例の施行日は、大田原市個人情報保護条例の施行日と同日ということで、平成29年10月1日といたします。

また、経過措置としまして、審査請求について本条例施行日において、改正前の同審査会に諮問されている審査請求は、本条例の規定に基づく審査会の諮問とみなし、継続して調査審議いたします。

次に、委員の委嘱について、本条例施行日に改正前に委嘱されている両委員を本条例の規定に基づく情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱されたものとみなします。ただし、本条例制定後の最初の委員の委嘱期限は平成30年3月31日までといたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第56号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については原案を可とするこ

とに決しました。

◎議案第57号 大田原市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 続きまして、日程第3、議案第57号 大田原市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第57号大田原市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定につきましては、上位法である個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、本条例の規定を全体的に見直し、全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） タブレットは32ページ、議案書の補助資料をごらんください。本条例は、当初制定から一部改正を行いつつ、約15年間経過しまして、上位法である個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に比べ、定義規定や諸条項の構成等に違いが見られ、また本年5月には個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び番号法の一部改正、施行に伴いまして、これらの法律の諸規定を盛り込む必要があることから、条例の全てを見直しまして、法律の趣旨にのっとり内容とするために、条例の全てを改正するものでございます。

それでは、38ページをごらんいただきたいと思っております。大田原市個人情報保護条例の全部改正の概要で、主な改正点について説明をさせていただきます。まず、個人情報の定義について、第2条第2号において、改正個人情報保護法において、顔識別データ、指紋識別データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号等が個人識別符号として定義されましたことから、同様の定義づけを行い、個人識別符号が含まれる情報は、個人情報として位置づけを行います。

次に、3号において、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして、要配慮個人情報として定義づけします。

次に、個人情報と保有個人情報、特定個人情報と保有特定個人情報についてですが、第4号において、個人情報のうち、市が保有するものを保有個人情報、第7号において、特定個人情報のうち、市が保有するものを保有特定個人情報として定義づけします。

39ページに移りまして、6条第2項において、要配慮個人情報の収集の制限を規定いたします。旧条例でも、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、収集の制限を認めていたことから、同様の制限を設けるものでございますけれども、一方で、法令等の規定に基づく場合や審査会の意見を聞いた上で個人情報取り扱い事務の目的達成のために必要である場合は、収集を可というふういたします。

次に、7条2項第5号において、保有個人情報の目的外利用や外部提供できる場合の要件について、専ら学術研究または統計の作成のために利用し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合のみ利用提供できることを追加いたします。こちらは上位法である行政機関個人情報保護法にも同じような規定がございますので、そちらに準ずるような規定となっております。

次に、15条2項各号において、代理人が開示請求する場合の要件を明確化し、保有個人情報と保有特定個人情報それぞれについて規定をいたします。保有特定個人情報の開示請求は、上位法であります番号法の規定から成年被後見人または法定代理人に加え、本人の委任による代理人も認める旨規定するものでございます。

次に、第17条において、保有個人情報の開示義務について規定し、各号において開示請求があった場合の非開示情報の要件について、行政機関個人情報保護法の規定に準じ、旧条例のうち必要な要件を盛り込みながら、各号を適切に運用するために整理を行い、第2号では、本人の指導、評価等に関する情報で、情報を開示することで当該指導、評価等に著しい支障が生じるおそれがあるものを規定し、第3号では、本人以外の個人情報を非開示とする例外規定を明確化し、第4号では、法人等の事業情報のうち、非開示情報を具体的に規定し、第7号では市の機関または国等の事務事業遂行に支障を及ぼすおそれのある情報と要件を明確化いたしました。

次に、21条第1項及び第3項において、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を、旧条例においては保有個人情報が15日間、延長は45日、個人番号がついた特定個人情報が30日間、延長は60日というふうに決定期間に違いがありましたけれども、新条例におきましては、開示決定については15日間、期間の延長については45日間ということで統一することといたしました。

次に、21条第4項において、大量の開示請求に関する決定期間の延長の特例について、開示決定の期間を45日以内に延長しても、全ての開示請求について開示決定をすることが事務の遂行に著しい支障が出るおそれのある大量の請求については、行政機関個人情報保護法等の規定を参考に、本項を新設しまして、請求者に対し、本項の適用として45日を超えて、残りを開示決定とする期間を通知することといたします。

次に、22条において、第三者に対する意見書提出機会等の付与等について規定し、40ページへ移りまして、第2項で開示請求以外の第三者情報が人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報の場合には、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないことを新設し、第3項で第三者が開示反対の意見書を出した場合、開示決定後に少なくとも2週間の期間を置くことを規定します。これは、開示決定等の取り消し訴訟を提起して開示の執行停止の申し立て期間を確保するための規定でございます。

23条及び31条において、事案の移送について、開示請求、訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものである場合には、提供実施機関の判断に委ねることで迅速かつ適切な処理が可能となることを想定して新設するものでございます。最初、議案第58号で説明したものと同一ような規定となります。

次に、第26条において、費用負担について規定し、旧条例では複写方法問わず、一律20円であったものを、過去の実績を勘案し、開示請求者の負担を軽減することとし、白黒複写は10円に減額し、またカラー複写は県内自治体が定める費用負担額及び社会実態との均衡を図るために50円とし、費用負担額の変更を

別表にて規定いたします。

次に、38条及び39条において、審査請求等について規定し、先ほどの56号で説明しましたとおり、大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定しますことから、旧条例の34条の大田原市個人情報保護審査会に係る規定を削除いたします。行政不服審査法に基づき、開示決定、訂正決定、利用停止決定または開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為に対して審査請求があった場合、38条の4項において、審査会に諮問をした上での審査請求人等に通知する規定を新設いたします。

また、39条において、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続について規定し、第三者からの審査請求を棄却、決裁等をする場合は、22条3項の規定を準用する旨規定いたします。

次に、45条第2項第1号及び第2号において、他の制度との調整を規定しまして、本条例が適用除外となる個人情報としまして、統計法の規定に基づく調査票等に含まれる個人情報を追加いたします。これは、統計法に基づく個人情報は、同法において秘密保持等の仕組みがあることにより、適用除外とするものでございます。

次に、個人情報を不適正に取り扱っている事業者への措置については、旧条例38条において、説明または資料の提出の要求をし、39条において、勧告または公表することができる旨規定してありましたが、今般の個人情報保護法の改正によりまして、個人情報取り扱い事業者の定義が改正されまして、小規模事業者、取り扱い個人情報が5,000件を超えない事業者にあっても、個人情報保護法による個人情報に係る規制が及ぶこととなりまして、全ての事業者を規制対象としたことにより、政府機関に専門窓口である個人情報保護委員会が開設されていることなどによりまして、市における監督規定であった旧条例38条及び39条の規定を削ります。

41ページに移りまして、最後にその他の改正箇所についてですが、新条例では、個人情報、保有個人情報に改める字句の改正、条項の構成や略称規定の用語の改正といった簡易的な改正を行いますけれども、旧条例の内容を実質的に変更する改正は行っておりません。

次に、附則といたしまして、条例施行日は、平成29年10月1日といたします。

また、経過措置としまして、要配慮個人情報の取り扱いとして、旧条例による、既に届け出されている個人情報取り扱い事務への要配慮個人情報の記載につきましては、新条例の施行を遅滞なく行うことといたします。

次に、開示請求等及び処分等についてですが、旧条例による開示請求等及び処分等については、それぞれ新条例による開示請求等及び処分等とみなす旨規定いたします。

なお、本条例には規定しておりませんが、検討事項といたしまして、改正行政機関個人情報保護法では、非識別加工情報、いわゆるビッグデータを活用するための仕組みが整備されております。個人の権利利益の保護を目的に加え、適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出や活力ある経済社会等に資するという点で、個人情報の有用性を規定しまして、地方自治体でも地域の実情に応じて同様の仕組みを導入することが求められることとなりましたけれども、非識別加工情報制度については、**改正法施行**と同時に導入した自治体は少なく、今後他の自治体の動向等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 1点だけ参考にお聞きしたいのですが、39ページの（7）、大量の開示請求、これまでに大量の開示請求というのは大田原の場合、どの程度の大量なものがあつたのかどうか、参考に。聞くとところによると、随分驚くような量があつたようなことも聞きますので、お願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 大量の請求があつたために期間を延長したということ自体がまだありません。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） それこそ軽トラック1台ぐらいの請求したことがあると聞いたものですから、そういう事例はなかったと。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 大変失礼しました。私が、ことし3年目になりますけれども、3年間においてそういったことはございません。今委員がおっしゃったことが過去にあつたかということになると、済みません、大変申しわけないのですが、私の担当する3年間の中ではそういったことはなかったということに訂正させていただきます。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） タブレット40ページの26条、費用負担などの変更についてお伺いします。

この10円、50円に決めるときには、他市町村の状況も調べたというお話がありましたが、当然原価なども調べているのではないかと思います。市におけるA4の白黒とカラーコピーの原価、パフォーマンスチャージ料と、それから主なもの、トナーかと思いますが、その費用というのはどのぐらいになっているのですか、お願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 大変申しわけございません。ちょっとその資料は持っていないので、ただ先ほども申しましたけれども、10円、50円の規定なのですけれども、14市中6市ということで、近隣ですと矢板市、那須塩原市、それから那須烏山市、そこが同じくA3判につきましては白黒10円、カラー50円、那須塩原市についてはA4までということになります。あとは県内ですと宇都宮市、足利市、佐野市、そういうところがA3判で10円、50円ということになっております。民間のほう、セブンイレブンなんか調べてみますと、同じように10円、50円というふうな形なものですから、今までは、先ほど言いましたように一律20円ということだったので、実質カラーでコピーを下さいと言われたことが、私この3年間でやったことがない。要は白黒だけなのです。ですから、先ほど言われたように実質値上げではないかということに関しては、実質値下げになるのではないかなというふうに判断しております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 最近、コピー機の性能の向上で、本当に低コストのコピー機が多くなっている。それから、スピードも非常に速くなっているということで、他市との比較だけでもいいのですけれども、やはり市としてはいろんな方から、では原価どのぐらいなのか聞かれたときに、ある程度答えられるよう

なやっぱり資料というのは手持ちであっても必要ではないかというふうに思うのですが、その辺どうでしょうか、今後。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） ご意見確かにそのとおりだと思いますけれども、白黒の部分で申しますと、県内14市全て10円でございます。ということで、あと入札、通常コピー機なんかを入れる前に入札をするのですけれども、そういった場合に入札する、月に何枚ぐらい印刷をしますよというふうな、そういった部分によって大分差が出てくるというのが現状なのです。入札価格。かなり量が多い場合と少ない場合ということがありますので。ただ、手持ちの資料としてそういったものは調べることは可能だと思いますので、その辺も参考にさせていただきますけれども、県内14市につきましては、先ほども申しましたように、白黒については全て……済みません。小山市については10円という規定はございません。ほかの市につきましては、調査したところ、白黒については10円ということになっております。そういったところを参考に今回の場合は改正の議案を出させていただきました。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第57号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 大田原市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

（「ちょっとよろしいですか」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 済みません。ちょっと訂正させていただきます。小山市だけと言いましたけれども、下野市も同じく請求者の負担とするということになっていきますので、小山市と下野市、あと真岡市については、区別なく20円というふうになっていましたので、大変済みません。その3つについては10円ではなかったということで訂正をさせていただきます。失礼しました。

◎議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 続きまして、日程第4、議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たな職の設置等に伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） タブレットの60ページをごらんください。本条例の一部改正につきましては、選挙長等の報酬額の引用、法律の条項を追加規定し、特別職の名称変更として、情報公開・個人情報保護審査会委員への変更及び農業次世代人材投資事業サポートチーム員の新設に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、61ページをごらんください。別表中、第2条関係の職名、選挙長から開票立会人及び選挙立会人までの報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じているところがございますけれども、これまで同法律の引用条項が記載されておりましたので、条項を明記する改正を行うものでございます。

次に、62ページへ移りまして、備考の改正ですが、備考の3としまして、同法律は費用弁償額を日額の取り扱いとなっていますことから、開票が継続して翌日にわたる場合等の選挙長等の報酬の取り扱いを明確にするために、開票が翌日にわたる場合には、開票日当日のみというふうに規定いたします。

次に、備考の4として、投票所の立会人等の従事時間が1日の基準従事時間に満たない場合の報酬額は、時給換算とする旨を規定いたします。

61ページに戻っていただきまして、次に情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬の額についてですが、情報公開・個人情報保護審査会条例を制定、個人情報保護条例の全部改正及び情報公開条例の一部改正に伴い、情報公開審査会と個人情報保護審査会とを1つの附属機関に統合するため、特別職の名称を改正するものでございます。報酬額につきましては、改正はございません。

最後に、人・農地プラン検討委員会の次に、職名「農業次世代人材投資事業サポートチーム員」を新設し、報酬の額を日額6,400円といたします。農業次世代人材投資事業サポートチーム員とは、農業次世代人材投資事業経営開始型により資金の交付を受けた新規就農者に対し、当該就農者を年2回程度訪問し、経営状況の把握や諸問題の相談に対応するサポートチーム員に属するものをいいます。報酬を支払うサポートチーム員としましては、農業士、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員などを想定しております。この事業は、昨年度まで青年就農給付金経営開始型事業として実施されていたものですが、これまで大田原市人・農地プラン検討委員会がその計画等を審査してきたことから、報酬の額は同額の日額6,400円と規定いたします。

59ページへ戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する旨規定いたします。ただし、情報公開・個人情報保護審査会委員の改正規定は、大田原市個人情報保護条例の施行日と同日といたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第59号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第61号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

○委員長(君島孝明君) 続きまして、日程第5、議案第61号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(佐藤英夫) 議案第61号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議につきましては、同組合が管理運営することも発達支援センターなすの園の今後の民営化等の手続に際しまして、同組合の規約の一部変更の必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、政策推進課長よりご説明申し上げます。

○委員長(君島孝明君) 政策推進課長。

○政策推進課長(斎藤達朗君) それでは、議案第61号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてご説明いたします。

議案書67ページをごらんください。那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議につきましては、当組合が共同処理をしております設置及び管理運営することも発達支援センターなすの園の民営化や財産の譲渡などの廃止に関する事務を進めるに当たり、組合同規約の一部を変更する必要があることから、関係市町による協議のため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

対象となります、なすの園は平成22年度から指定管理者制度を導入し、現在NPO法人が運営しておりますが、平成30年度から完全民営化とするため、現在その事業者の選定等の手続を進めているところであります。これらの事務手続を規約に明文化するため、規約の変更を行うものであります。

それでは、変更点をご説明いたしますので、議案書補助資料71ページの新旧対照表をごらんください。第3条は、共同処理する事務についての規定で、第13号中、設置及び管理運営の後に「廃止(民営化及び財産の譲渡に関する事務を含む)」を加える変更であります。

69ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行するとしております。

なお、法人が決定となりましたら、規約中の設置の文言をなくすという変更を予定しておりまして、時

期は本年12月議会を予定しております。

以上で議案第61号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第61号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 那須地区広域行政事務組合規約の一部変更に伴う協議については原案を可とすることに決しました。

◎陳情第8号 情報公開条例における写しの交付にかかわる費用20円の引き下げを求める陳情

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第6、陳情第8号 情報公開条例における写しの交付にかかわる費用20円の引き下げを求める陳情についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（藤田昌子君） 事務局よりご説明申し上げます。

陳情者は、大田原市岡495の鈴木たかし氏からです。情報公開条例における写しの交付にかかわる費用20円の引き下げを求める陳情でございます。8月15日に提出されております。

陳情の趣旨は、大田原市では大田原市情報公開条例により、写しの作成に要する費用を1枚につき20円としています。しかしながら、栃木県及び近隣市町村のほとんどは1枚当たり10円と定められています。現在大田原市の印刷契約費を考慮し、写しにかかわる費用の再検討及び引き下げを求め、陳情いたします。

陳情理由といたしまして、市の保有する情報は市民のものであり、その情報を市民が得るための費用は実費相当であるべきです。大田原市のコピー契約は、モノクロ1枚当たり0.9円から4円程度、フルカラー1枚当たり8円から20円程度であり、モノクロ、フルカラーを問わず、一律20円の実費費用負担は適当ではない。また、栃木県及び県南市町村のほとんどは、情報公開条例における写しの交付にかかわる費用がモノクロ1枚当たり10円であり、大田原市においても同程度の市民負担で行うべきである。

要望事項として、大田原市情報公開条例の写し作成に要する費用を再検討し、実費相当の市民負担であるモノクロ1枚10円、フルカラー1枚20円を要望しますという内容です。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたが、本件は先ほどの議案第58号で市当局からの説明があり、費用負担などの変更は過去の実績を勘案し、請求件数の多い白黒複写を10円に減額して開示請求者の負担

軽減をすることとし、カラー複写については県内自治体の費用負担額及び社会実態との均衡を図るため50円としたことの説明に基づき、原案を可とすることにいたし、案件の相違が認められますので、不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 情報公開条例における写しの交付にかかわる費用20円の引き下げを求める陳情につきましては、不採択とすべきものと決しました。

◎散 会

○委員長(君島孝明君) 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

午前10時54分 散会